

|  |  |
|--|--|
| <p>1. 開会<br/>木場補佐</p>                          | <p>それでは、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会 第1回専門部会」を開会いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、第2回本審に引き続いての開催となりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入るまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、専門部会の委員の出席状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日は、専門部会委員9名の内、8名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。</p> |
| <p>2. 議題<br/>(1) 部会長・部会長代理の選出について<br/>木場補佐</p> | <p>それでは、議題（1）、「部会長・部会長代理の選出」に移らせていただきます。</p> <p>部会長、並びに部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により、「公益委員の内から委員が選挙する」と規定されております。</p> <p>従前から、公益委員の皆様にご協議いただき、部会長、並びに部会長代理を選出し、部会の承認を得て、決定しているところでございますが、本年度におきましても、同様の取り扱いでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>  |
| <p>各委員</p>                                     | <p>&lt;異議なし&gt;</p>  |
| <p>木場補佐</p>                                    | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本年度の協議の結果につきまして、事務局より報告いたします。</p>   |
| <p>山本室長</p>                                    | <p>先般、公益委員の皆様でご協議いただいた結果、お手元に配布しております資料1ページの「長崎県最低賃金専門部会委員名簿」（案）のとおり、林委員を部会長に、伊東委員を部会長代理に選出することが、公益</p>  |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
|                                | <p>委員案として決定しておりますことを、ご報告させていただきます。</p>   |
| 木場補佐                           | <p>ただ今、ご報告申し上げましたように、部会長を林委員に、部会長代理を伊東委員に、お願いすることとしてよろしいでしょうか。</p>   |
| 各委員                            | <p>&lt;異議なし&gt;</p>  |
| 木場補佐                           | <p>ご異議がないようですので、当専門部会の部会長に林委員を、部会長代理に伊東委員を選出することにつきまして、ご了承いただいたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、林部会長にご挨拶をいただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。</p>   |
| 林部会長                           | <p>皆様、改めまして、こんにちは。</p> <p>ただ今、専門部会長に選出いただきました林と申します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>委員の皆様のご協力をいただきまして、円滑に審議を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、全会一致の結論が得られますように、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>  |
| (2) 長崎県最低賃金専門部会の公開について<br>林部会長 | <p>早速、議事に入ります。</p> <p>議題(2)、「長崎県最低賃金専門部会の公開について」でございます。事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 山本室長                           | <p>3ページ資料番号2の「長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。</p> <p>専門部会運営規程第6条で会議の公開について規定しており、会議は原則として公開することとなっております。</p> <p>しかしながら、第6条但し書きで、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることが出来るものとなっております。</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>また、第7条には、同様の理由で「部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と規定されています。</p> <p>議事録を非公開にする場合には第3項で議事要旨を作成し公開することとなっております。</p> <p>長崎県最低賃金専門部会は、従来、会議での率直な意見交換や意思決定の中立性を担保するため非公開として取扱ってまいりましたが、令和5年4月6日に取りまとめられました、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」や中央最低賃金審議会、長崎地方最低賃金審議会では、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開しているという状況ですので、会議の公開・非公開と議事録・会議資料の公開・非公開の取扱いにつきまして、原則として公開し、特定の個人または団体の利益が不当に侵害されるおそれ、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には非公開とする運用としては如何か、委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>なお、公労、公使会議等の二者協議につきましては、会議での率直な意見交換や意思決定の中立性を担保するため非公開とする運用としてはいかがか、併せてお諮りしたいと思います。</p> |
| 林部会長 | <p>ただ今、事務局から長崎県最低賃金専門部会の公開について、説明がありました。</p> <p>会議の公開に関する取扱いにつきまして、従前から、審議自体を公開することは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当するということから、専門部会は非公開、また、議事録ではなく議事要旨を公開してまいりました。</p> <p>しかしながら、本年につきましては、審議の透明性や納得性を高める観点からも本審に則した取扱いとして会議の公開・非公開と議事録・会議資料の公開・非公開の取扱いにつきまして、「原則として公開する」ということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>   |
| 各委員  | <p>&lt;意見・質問等なし&gt;</p>   |
| 林部会長 | <p>それでは、専門部会の会議及び議事録・会議資料については、原則公開としたいと思います。</p> <p>ただし、公労、公使会議の二者協議につきましては、会議での率直な意見交換や意思決定の中立性を担保する必要がございますことから、会議及び議事録は非公開として運用することといたします。</p>  |

(3) 長崎県  
最低賃金基  
礎調査結果  
等について  
林部会長

それでは、議題の(3)、「長崎県最低賃金基礎調査結果等」について、事務局から説明をお願いします。

山本室長

それでは、お手元に配布しております別冊資料の「長崎県最低賃金基礎調査結果」をご覧ください。

この資料は、令和5年の「最低賃金基礎調査」の「総括表」です。

まず表紙の次のページになりますが、右上の方の欄外に、「産業適用除外含む全労働者」とありますように、全産業の全労働者を対象としたものであり、一番上の段を見ていただきますと、左から、「規模別」、「地域別」、「年齢別」の集計結果を表示しております。

左上の「合計欄」にある173,400という数値は、復元した労働者の数です。

1円毎の刻みに、各行の累積労働者数と累積構成比が示されておりますが、3ページの7行目の910円から999円までは10円毎の刻み、1,000円から1,500円までは100円毎の刻みとなっております。

表の左から3列目に「規模別」とありますが、9人まで、29人まで、99人までと、3つの区分に分けて示しております。

なお、労働者数100人以上の事業場は調査の対象外としております。

また、一番右の列に「年齢別」とありますが、ここは、年齢ごとの分布を示しています。

4ページの「最低賃金基礎調査結果（労働者による復元）」につきましては、先程説明した「総括表」の左から1列目、2列目に記載されております数字を、見やすく「一覧表」にまとめ直したのになります。

5ページのグラフにつきましては、先程の「総括表」の数字をグラフに直したものです。

但し、横軸の金額の刻みについては、1円ではなく10円毎の刻みとなっており、1,000円以上のところは、100円毎の刻みとなっております。

「棒グラフ」は、それぞれの金額の範囲の「労働者数」、「折れ線グラフ」は、「累積度数分布」となっております。

この棒グラフを見ますと、最初の労働者の山が、最低賃金である853円から859円の範囲の賃金額のところに見られ、次の山は860円から869円、その次の山は、900円から909円の賃金額にも大きな山が見られます。

1,000円以上のところの山は、先程説明したように、100円毎の刻みと

なっておりますので、棒グラフが一気に高くなっているような状況になっています。

次の、6ページの資料につきましては、「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係」を示したものです。

表の上から4段目には、「未満率」が記載されておりますが、今年度の未満率は2.1%となっており、これは、時給853円に達していない労働者が、統計上、全体で2.1%いるということを示しています。

この表は、現在の最低賃金である853円から、1円毎に50円まで引上げた場合、どの程度、影響する労働者数があるのかを、「影響率」と「未満労働者数」で示したものとなります。

具体的には、長崎県最低賃金を目安どおり39円引上げて892円とした場合、影響率は20.9%、未満労働者数は36,233人いるという見方になります。

以上が「基礎調査」の結果になります。

続きまして、資料の31ページ、資料番号4をご覧ください。

毎年、1月から3月にかけて、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導」を行っておりますが、この資料は、その結果を取りまとめたものになります。

資料の34ページに「長崎局版の監督指導結果」を添付しております。

業種別違反状況や違反事業場の認識状況を取りまとめております。

続きまして、35ページの資料番号5「長崎労働局業務改善助成金の実績」についてですが、この資料は、長崎労働局における平成30年度から令和4年度までの「業務改善助成金」の申請件数、交付件数等を一覧表にまとめた資料になります。

また交付件数の地域別内訳も分かるように作成しています。

次ページの表は、平成27年度以降令和5年6月までの全国の申請件数、交付決定件数を月別に一覧表示したのようになります。

令和3年度と令和4年度の合計件数を比較しますと、申請件数、交付決定件数ともに令和4年度は令和3年度を上回っており、また令和5年度の4月から6月までの申請、交付決定件数を前年と比較しますと、前年を大きく上回る実績となっております。

長崎県最低賃金基礎調査結果等についての説明は以上でございます。

林部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より「基礎調査結果」等についてご説明いただきました。

これらに関して、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 岩根委員                       | <p>数字の確認なんですけど、基礎調査結果の1ページ目のところ、総括表の一番左側853円のところ、合計のところは14,091という数字が出ております。</p> <p>例えば39円上がって、892となったら2ページ目、36,573で影響率は21.1%。</p> <p>その一番後ろの6ページ目、最低賃金引上げ額率と影響率の関係表で一番右の引上げ額が1の時に、854円で14,091というのが入ってて、ここが1ずれていると思うんですが、僕の見方が違ってなかったら。</p> <p>だから0の1のところには、854に14,528が入るべきなんではないかな、1円ずれだと思ってます。</p> <p>あんまり無茶苦茶な影響がある訳ではないですけど。</p> |
| 木場補佐                       | <p>すみません。</p> <p>6ページの表は1円ごとに上がった場合のもので、854円の場合ですが、未満労働者は854円未満ということになりますので、数字としては853円の方々が該当することになります。</p> <p>ですので、854円には853円の人数と影響率が、そこには上がることとなります。</p>   |
| 林部会長                       | <p>よろしいでしょうか。</p>   |
| 岩根委員                       | <p>大きく入っているって意味ですね、間違いなく。</p>   |
| 林部会長                       | <p>その他、確認ご意見ございませんか。</p>  |
| 各委員                        | <p>&lt;意見なし&gt;</p>   |
| (4) 長崎県最低賃金の改正について<br>林部会長 | <p>次の議題(4)、「長崎県最低賃金の改正について」でございます。</p> <p>第2回本審において伝達がありました中央最低賃金審議会の目安を参酌しつつ、また、本審で行われた参考人意見聴取、事業場実施視察結果、先程の議題(3)の長崎県最低賃金基礎調査結果等をはじめ各種の統計調査結果や資料などを踏まえ、最低賃金法第9条第2項の3要素などを勘案して、長崎県最低賃金の改正の審議を行い、できれば全会一致の結論を得たいと思っています。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 山本室長 | <p>専門部会の委員の皆様よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局より、全国の答申状況について情報がありましたら説明をお願いします。</p> <p>本日現在、情報は特に入っておりませんので、以上ご報告します。</p>  |
| 林部会長 | <p>はい、分かりました。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>本日、第1回目の専門部会ですから、まず、労使双方から、本年度の審議に向けた基本的な考え方、もし可能でしたら、具体的な今後の協議の出発点となる金額提示を、お聞かせいただければと思っております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、慣例により、まず、労働者側委員から伺いたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>  |
| 種村委員 | <p>労働者側委員種村でございます。</p> <p>労働者側の主張ということで、基本的な考え方をお示ししたいと考えております。</p> <p>本年の審議会も、昨年とは大きく環境が異なる中での審議となると認識しております。</p> <p>コロナウイルス感染症については、5月に5類に移行され社会や経済・暮らしにおいても「ウイズコロナ」から「アフターコロナ」への移行が始まった。</p> <p>着実に経済活動はコロナ禍から正常化が進みつつありますが、多くの業界で人手不足が深刻化しています。</p> <p>また、昨年の審議でポイントとなった物価高の影響については、直近5月の全国消費者物価指数は、前年同月比3.2%と21か月連続で上昇し高水準が続いています。</p> <p>総務省は、政府による補助金がなければ上昇率は1.0ポイント高い4.2%になったとの分析もございます。</p> <p>このような中、連合における2023年春季生活闘争では、賃上げ率は、3.66%と30年ぶりの高水準になりました。</p> <p>4月の実質賃金は、3.0%減となり、賃上げ効果の波及が物価高に追いつかず、実質賃金の低下が続いているというふうな認識でございます。</p> <p>20数年にわたるデフレ経済から脱却するためには、賃金も上がって、物価も上がるという社会に戻さなければならず、そのためには適正な価格転嫁を行い、物の価値つまり付加価値を上げるという本質的な課題の解決が必要であることに変わりはありません。</p> |

本年6月に、県を中心に経営者協会や連合長崎も加わった13団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結しました。

私たち労使が連携し、より多くの企業が価格転嫁する事についての機運醸成への働きかけを行うとともに、現場で働く人にもその重要性が理解され、働き方を含めた取引条件の改善、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分が、取引価格に適切に反映されるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、賃上げはもとより、最低賃金改定への対応を与儀なくされる中小企業への支援は、これまで以上に求められるのは必然であり、7月26日には連合長崎は県に対して、政策制度要求を行いました。重点項目として最低賃金引上げに伴う支援を要請し、引き続き積極的に拡充を求めていきたいと考えております。

本県における賃上げ状況については、連合長崎全体で10,603円、地場中小でも6,814円と、全国の状況と同様に30年ぶりの大幅な賃上げが実施され、長崎でも大きく報道され注目されました。

しかし、これは労働組合に組織された労働者に限定したものであり、残念ながら未組織労働者までは波及していない、というのが現状認識でございます。

そのためにはこの最賃改定でそのことを実現したいと思います。

最低賃金近傍で働く労働者は、最低賃金が改定されないと賃金が変わらない立場の弱い労働者でございます。

現在の853円でも年収170万には届かないという水準であることに加え、昨年から続く物価高の影響を最も大きく受けており、日を追うごとに日々の生活に与える影響は深刻度を増しています。

このような状況下で、賃金が上がらないと生活できないところまで来ており、最低賃金を確実に引上げていく事は、従来以上に必要と考えております。

金額提示については次回とさせていただきたいと思っております。

基本的目指すところとしては、昨年同様「誰もが1,000円」であり、連合の考える最低生計費「リビングウェイジ」1,030円がCランク長崎県における目指すべき賃金であると認識しております。

とは言え、39円という目安とその審議の経過も十分に参酌し、本県が抱える課題などを踏まえ自主性も発揮したいと考えています。

したがって、昨年にも増して、県内の経済状況や働く者の賃金や家計に与える影響、本県の課題である人口流出の状況など、多角的に検討し、三者交渉を大切にしながら未来を切り開くための審議を追求したいと考えております。

以上でございます。



|        |  |
|--------|--|
| 林部会長   | <p>はい、ありがとうございます。<br/>その他の労働者側委員から補足等ございますでしょうか。<br/>よろしいでしょうか。</p>  |
| 労働者側委員 | <p>&lt;意見なし&gt;</p>  |
| 林部会長   | <p>それでは、使用者側委員の方からも、お願いいたします。</p>  |
| 峯下委員   | <p>使用者側の峯下でございます。<br/>どうぞよろしくお願いいたします。<br/>中央最低賃金審議会の目安が出ておりますので、それに対する見解を先に述べます。<br/>例年どおりなんですけど、中央での公益委員見解に対して、使用者側の主張が十分に反映されていない、従って不満の意を表明しつつ、公益委員見解を各地方最低賃金審議会に示すことはやむなしということで、長崎地方にもおりてきたということでございます。<br/>加重平均で1,002円というのが出ておりますけれども、政府の意向に配慮して、それを目安にし、何とか1,000円を超せばというのを目標にして公益が目安を出したように映っています。<br/>本来、政府の意向が介入するのは、あってはならない状況だと理解していますので、その点は使用者側の考えとして述べさせていただきます。<br/>本来、審議のポイントは再三出てきますけど、3要素、生計費、賃金、支払い能力を重視した目安であるべきです。<br/>先ほどの1,002円、すなわち全国加重平均41円は4.3%で4.3%を引っぱり出した理由が、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比が4.3%でした。<br/>従って、全国加重平均も4.3%、こういったルールはありません。<br/>なので、繰り返しになりますが、政府の意向に配慮するために、無理やりくっつけた数字としか思えない。<br/>使用者側とすれば、企業の支払い能力を踏まえた目安であって然るべきだと思っています。<br/>それと、中央最低賃金審議会の答申の資料、お手元があればもう一度出していただきたいんですけど、答申の中の補足説明が7項目あります。<br/>その中でまず4項のところ、物価高騰の転嫁対策を意識した内容が書いています。<br/>「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し要望します。」というのが一つ、それと7項に労務費の転嫁対策を意識した内容があります。</p> |

全部読みませんが、「労務費をはじめとした原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。」と7項で言っております。

価格転嫁、先ほどから再三出てきてますけど、皆さん、ご認識のとおり道半ばです。

今回いただいた資料の中にもありますけれども、企業間取引で40%にまだ達してません。

そういったデータもきちんと出ております。

なので、経済における価格転嫁全体を対象とできてない、もしくはしづらいということ、今日認識を共有していただきたいと思います。

経営者側としては先ほど、長崎県は種村委員から協定結んでますよと、経済団体含んでということで、確かにそのとおりです。

これは、賃金全体的話にかかわることなので、当然経済団体としても賛同していますし、やりましょうよということでやっております。

ただ価格転嫁のところ、もう少し深掘りしていただきたいところがありまして、具体的には各企業がパートナーシップ宣言や、先ほどの価格転嫁の円滑化に取り組む対策を、やっているんですけど、取引にも色々ございまして、リピート性が高い取引、常にそこと契約しています、注文しています、これは価格転嫁の交渉というか、転嫁の申請というか、申し出がすごくやりやすいんだと思います。

常に同じ取引で成り立っている、いわゆるウィンウィンの関係に近い、取引でしょう。

そういった取引が全てではなくて、事業場視察の中でも出てきましたけれど、競合とか自由競争にさらされている取引も当然あります。

そういった案件は、価格転嫁がうまく機能しないんだろうなと思います。

原材料上がりました、燃料代上がりました、光熱費上がりました、人件費上がりました10%上げますと言ったら顧客が逃げていく、競合にさらされて、自由競争にさらされているという案件も実際にたくさんあります。

それと、今まで述べたのは企業間取引ですけど、ユーザーが一般消費者となっている企業さん、多々あります。

特に零細企業が多いと思います。

相手が取引の企業さんではなくて、市民の皆さんに売っている、これも一つの取引ということで、価格転嫁、値上げしますよと、消費者の皆さんの理解がまだまだ進んでないところがあると思います。

私はそうだと思います。

私の家族もそうだと思います。

やっぱり高ければ、一度買ったから次から止めようかなとそういう感覚にはなりません。

なので、価格転嫁というのは、全部を網羅できる対策ではないということをお願いしたいと思います。

1,000円、41円の前提条件として、ここに公益の資料、それにもありますように、今後そういった価格転嫁をやっていくんだから、進めていくんだからということで41円が妥当、目安が妥当という表現にはなっていますけれど、それは違うんじゃないかなと、まだ、だてやれてないんです。

次に、中央最低賃金審議会の答申の5項と6項に、生産性向上の支援としての助成金について、及び税制施策について、答申の前提を述べてます。

答申の要望に出ているということは、裏を返せば、現状の助成金や税制が不十分だから要望を出している。

前取りじゃないですけど、こういった要望を出すから公益の41円は妥当ですって、それはちょっと違うんじゃないでしょうか。

それと、先ほどもちょっと出ましたけれど、影響率のことです。

去年は従業員ベースで影響率20%を超えてしまいました。

使用者側としては3要素、それから影響率これをベースに主張するんですけれども、影響率が大きいと、廃業に追い込まれたり事業の停止を余儀なくされたり、それによって仕事を失う労働者も出てくるんじゃないか。

そこは慎重に見ておかないといけません。

従って、3要素、とりわけ第4表を大事に、意識して見ていく。

最後になりますけども、中小企業は人件費の増加で負担が重くのしかかってきます。

零細企業になるほど、7割8割人件費という業種も多いと思います。

それと、企業物価高騰が進んでいないと価格転嫁が進んでない、不十分な助成金・税制施策ですね。

これは経営努力だけではどうしようもありません、カバーできません。

とりわけ飲食・交通・運輸・サービス業、宿泊・観光もまだあるんだと思いますけど、そういった特に長崎県は一部上場企業がないくらい中小企業が多くて、そういった業種のところを意識しながら、支払い能力を見つけていきたいと思っています。

すべての企業に例外なく適用される最低賃金ですので、中小零細企業の経営を意識して、審議に臨みます。

ちょっと具体的にいくらですかというところは、労側と同じく次回説明したいと思っています。

|      |   |
|------|---|
|      | <p>以上です。</p>  |
| 林部会長 | <p>ありがとうございました。<br/>他の委員の方、よろしいですか補足等。</p>  |
| 岩根委員 | <p>補足させていただきますけど、峯下委員の方から3要素というのが、重要な指標だと申し上げている。</p> <p>とりわけ第4表、3つの要素を集約して表しているのが、第4表、中小企業の賃上げ率、これは従来から公労使共通のコンセンサスを持っている数字です。</p> <p>今回、僕が一番びっくりしているのは、中央最低賃金審議会の方で賃上げの数字を出すのに、連合さんと経団連さんの数字を先に出して、その後で第4表は重要な数字であるって、おいおいおいまさか生成 AI が作った文章かと。</p> <p>この最低賃金の審議を分かっている人間から見れば、従来から連合さんの数字、経団連の数字、どちらも企業レベル、それから働いている会社レベルで言うと、いわゆる上位の会社組織の話で、厚労省さんが中小企業の数字を1～9、10～29、30～99まで中小企業の特に小企業の所を調査するというのは、そこに対する影響率が大きいという、意味なんですね。</p> <p>だから、あくまで経団連とか連合さんの数字、全体が高く出れば、下の方も高く出るだろうという予測は、我々普段からしてますけれども、結果から言うと経団連、連合さんの数字に比べて厚労省さんの調査の数字の方が数字は伸びてない。</p> <p>これは経済の色々な動向を考えれば、自然という言葉は正しくないけれども、ある程度予測された数字だろうと。</p> <p>今年はその数字に、もしかしたら違うのかなと、僕は10年くらいこの審議会に携わってると思ってるので、やっぱりそこまでの中小企業・小企業の経済力、それから会社の経営状況がまだ到達してない実態なんじゃないかと思っていますので。</p> <p>今の委員の皆さんは当時いなかったと思いますけど、数年前労側さんの方から、第4表は重要な数字ではないという発言があって、使用者側は激怒しました。</p> <p>その際、取り消せと、重要な指標であるということを改めて、労側さんから発言していただきました。</p> <p>要はそのコンセンサスに基づいて審議をすべきであると。</p> <p>中央の方が、我々目安を示してるだけで審議してくれと言ってる訳ですから、目安がしょうもないと思えば、自分たちの長崎県の実態に合わ</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>せた、厳しい経済状況の長崎の実態に合った審議をすべきであろうと。<br/>全ての基準は、大変申し訳ありませんが第4表です。<br/>これを棄権にしないかという話は空中戦です。<br/>しっかりと第4表、それからそれに伴う、先ほど峯下さんからあったとおり20%近い、ほぼ20%の影響率、強制的に上げさせられる企業がある、そこを重点に、特に労側の皆さんにお願いしたいと思っています。<br/>以上です。</p> <p>ありがとうございます。<br/>そしたら、労使双方から基本的な考えをいただきました。<br/>私の方で簡単に整理させていただきたいと思います。<br/>金額提示については、今は双方とも見送りとなっております。<br/>まず、労側ですが、簡単に整理すると経済活動は正常化しつつあるけれども、物価高に対して、賃金も上がっているけれども実賃金は追いついてないと。<br/>中小企業への支援策が十分でないということで、引き続き要請された。<br/>この場は未組織労働者の支援の意義が大きいので伝えていきたいということだったと思います。<br/>それに対して、使用者側の皆さんからは、冒頭に中央最低賃金審議会の目安に対して、政府会議での是非を改めて振り返って、原理原則の支払い能力を重視していただきたいということですね。<br/>特に強調されたのは、コスト転嫁が行き届いてないので、早いんじゃないかということですかね。<br/>制度的な問題については、助成とか税制の施策がまだ、導入されていない、あるいは行き渡っていないので、要望ということは浸透していないから、順序が逆なんではないのかというご指摘だったと思います。<br/>金額がございませんでしたので、出来れば個別の後にいただければ幸いなんですけど、一旦双方からご意見をいただきましたので、それぞれに対してこの全体会議の場でお互いキャッチボールという意味で、何かご意見ご質問等ございましたらいただきたいと思いますが、労側からいかがですか。<br/>使側に返してよろしいですか。</p> |
| 労働者側委員 | 特にありません。   |
| 林部会長   | よろしいですか。<br>それでは通常は、労働者側から個別協議という手順を踏むのが、慣例となっています。  |

|        |   |
|--------|---|
| 各委員    | <p>よければ、もう少し踏み込んだお話をさせていただいて、出来れば金額提示いただければと思っています。</p> <p>その後、使用者側の皆さんと個別協議という流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>個別協議に入らせていただいてもよろしいでしょうか。</p>  |
| 林部会長   | <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>それではこれから、公益委員と労働者側委員の間で個別協議を行うことといたします。</p> <p>専門部会運営規程第6条但し書きにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開することができるものとされております。</p> <p>つきましては、これからの個別協議につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴人の皆様はご退出いただくようお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ただ今から個別協議に入りしたいと思います。</p> <p>使用者側委員の皆様は、別室へ移動をお願いします。</p> |
| 使用者側委員 | <p>&lt;退室&gt;</p> <p>これより</p> <div data-bbox="395 1317 1212 1541" style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>公・労 協 議 を 1 回、</p><p>公・使 協 議 を 1 回 行 う。</p></div> <p>&lt;個別協議終了、全体協議を再開&gt;</p>   |
| 林部会長   | <p>お待たせしました。</p> <p>それでは、全体協議に戻りたいと思います。</p> <p>本日は基本的な考え方をお伝えいただきましたが、金額提示がなされなかったということで、継続審議といたします。</p> <p>次回は、8月4日（金）の専門部会で引き続き協議を行いまして、出</p>  |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>来れば、全会一致を目指して参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。</p>  |
| (5) その他<br>林部会長 | <p>事務局から何か連絡事項がありますか。</p>   |
| 山本室長            | <p>今後の日程でございますが、本日継続審議となりましたので、次回、第2回専門部会は、8月4日（金）午前9時から、場所はこの会議室になりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
|                 | <p>この専門部会終了後に開催通知をお配りしますので、よろしくお願いいたします。</p>  |
| 林部会長            | <p>ありがとうございました。<br/>各委員から何かご質問・確認等はございますでしょうか。<br/>よろしいでしょうか。</p>                         |
| 各委員             | <p>&lt;質問等なし&gt;</p>  |
| 林部会長            | <p>それでは、8月4日明後日（金）午前9時から、第2回専門部会をこの場所で開催いたします。</p>  |
|                 | <p>次回の審議におきましても、皆様のご協力を賜りますようお願いして、本日の専門部会を終了いたします。</p>                                   |
|                 | <p>本日の会議の議事録の確認者として、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきます。</p>                 |
|                 | <p>では、お疲れ様でした。</p>  |